

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の総人口は、昭和40年（1965年）に15,349人に達しましたが、それ以降は少子高齢化や都心部への人口流出により老年人口が増加し、生産年齢人口の減少が近年顕著に表れ、今後も急速な人口減少が続くことが予想されています。

本町の産業構造は、卸売・小売業をはじめ、長万部温泉を中心とした宿泊業、ドライブイン街や商店街を中心とする飲食サービス業、その他生活関連サービス業や建設業、漁業や農業を中心とした1次産業など、多種多様な業種がバランス良く分布しておりますが、その殆どが個人経営を含む中小企業です。

このような中、中小企業者においては、人口推移の影響により年間販売額の減少も懸念されているだけでなく、設備の老朽化が進み、また、少子高齢化による後継者不足に陥り、廃止・撤退などによる企業数減少が近年続いております。

(2) 目標

本町では、人口減少等による人手不足の影響を少なくするため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等の導入をしやすい環境を整備し、生産性の向上を目指します。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

労働生産性の目標伸び率は、年平均3%以上向上することを目標とします。

【計画年数】 3年→9%以上 4年→12%以上 5年→15%以上

2 先端設備等の種類

先端設備等の種類は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する以下に掲げた先端設備等で、商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に供するものとします。

①機械及び装置

②器具及び備品

- ③工具(測定工具及び検査工具。電気または電子を利用するものを含む。)
- ④建物附属設備
- ⑤ソフトウェア

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

対象地域は、本町内全域とします。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種は、全業種とします。

本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国が同意した日から3年間とします。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

導入計画は、3年間、4年間、5年間のいずれかの期間とします。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目標とした取組であることが認められたものは、導入計画の認定対象外とします。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものは、導入計画の認定対象外とします。
- ③ 導入計画が認定された中小企業者は、本町が必要とした際に、計画の進捗状況を報告することとします。